令和８年３月 13 日
文　部　科　学　省
スポーツ庁参事官（国際担当）

スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令の一部を改正する省令に関するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令の一部を改正する省令」について、令和６年１０月２５日から令和６年１１月２３日までの期間、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いました。

その結果、本改正と直接関係のある御意見はございませんでした。

今後とも文部科学行政に御協力いただきますよう、宜しくお願い申し上げます。